

合意書

パナソニック健康保険組合松下記念病院（以下、「甲」という）と守口市薬剤師会（以下、「乙」という）は、守口市薬剤師会会員保険薬局における松下記念病院院外処方箋に関わる薬剤師法第 23 条第 2 項^{*}の取り扱いについて、下記の通り合意した。なお、実施するにあたり、会員保険薬局は、患者の不利益に結びつくことのないよう、患者に十分な説明をし、理解と同意を得ることとする。

※薬剤師法第 23 条第 2 項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

記

1. 院外処方箋に関わる処方医への個別の同意確認を不要とする項目について

《処方変更に関わる原則》

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。

上記の「処方変更に関わる原則」を遵守しつつ、以下の項目について、保険薬局での患者待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして、処方医の個別の同意を不要とする。

(1) 成分名が同一の銘柄変更

例：フォサマック錠 35mg → ボナロン錠 35mg
アレンドロン酸錠 35mg 「日医工」

※先発医薬品同士で可能

(2) 内服剤の以下の通りの剤形変更

錠剤・カプセル剤 → 口腔内崩壊錠
散剤 → 錠剤

※用法・用量及び体内動態が変わらない場合のみ可とする。

※外用剤の剤形変更は不可とする。

(3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠
10mg 錠 1回0.5錠 → 5mg 錠 1回1錠

(4) 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその反対への変更。但し、抗悪性腫瘍剤を除く。

ワーファリン錠 1mg 2.5錠（粉砕） ⇔ ワーファリン錠 1mg 2錠
0.5mg 1錠

- (5) 一包化指示がない処方でも、以下の理由がある場合には一包化調剤をする。
- ① 服薬アドヒアランスが悪く、一包化することによりアドヒアランスが向上すると判断した場合
 - ② 手先が不自由である等の理由により、一包化調剤が望ましい場合
 - ③ 患者が希望する場合
- ※一包化加算については、診療報酬点数表の規定に沿うこと
- (6) 湿布薬や塗布剤等の外用剤で、処方総量が変わらない場合の規格変更
例：ロコイド軟膏 0.1%5g 2本 ⇔ ロコイド軟膏 0.1%10g 1本
- (7) 隔日投与等の指示がある薬品や週1回服用製剤、月1回服用製剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合）
- (8) 残薬調整に関する問い合わせ不要例（但し、麻薬に関するものは除く）
薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること
例：プラビックス錠 75mg 30日分 → 27日分（3日分残薬があるため）
ニゾラルクリーム 2%10g 3本 → 2本（1本残薬があるため）
※残薬調整を行った場合は、「事前合意プロトコルに基づく情報提供書」に必ず残薬が生じた理由の記載をお願いします。
※院外処方箋における「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は除く。この場合、指示通り疑義照会が必要です。
- (9) 注射針の変更
既存の製品を改良した新製品が上市された際、旧製品を継続処方されている患者に在庫調整のため旧製品を調剤する。

2. 合意内容の変更について

合意内容の変更については、甲と乙が必要に応じて協議する。

以上

本書2通を作成し、甲乙双方の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 大阪府守口市外島町5番55号
パナソニック健康保険組合
松下記念病院

院長 山根 哲郎

(乙)